けんしんインターネットバンキングサービスを利用した 預金等の不正な払戻しによる被害への補償対応について

1. 補償の概要

当組合では、けんしんインターネットバンキングサービス(以下「IB」といいます。)を利用した預金等の不正な 払戻しからお客さまの大切なご預金等をお守りするため、様々なセキュリティ機能を導入しておりますが、万一、被害 に遭われた場合には、下記の補償にかかる条件等に基づき当組合が補償させていただきます。

ただし、被害額の全部または一部について補償できない場合がございますので、必ず下記の補償にかかる条件等を ご確認いただきますようお願いいたします。

2. 補償限度額

個人のお客さま	お客さまの被害に遭われた状況等を踏まえ、当組合において個別に補償の判断を行います。
法人のお客さま	1口座につき1,000万円を上限として被害額を補償いたします。

3. 補償の前提となる条件

次の全てに該当する場合が補償の前提となります。

- (1) I Bを利用した不正な払戻しによる被害に気付かれた後、当組合に対し、すみやかに通知いただいていること (I B被害が、不正取引にかかる通知日の30日前の日以前に発生していた場合は、補償の対象外となります。)
- (2) 当組合の調査に対し、お客さまから遅滞なく十分な説明が行われていること
- (3) 警察に被害を届出て、被害事実等の事情説明が行われていること

4. 補償の対象とならない場合

- (1) 日本国外に在住、または日本国外で I B を利用されている場合
- (2) お客さまの故意または重大な過失によって損害が生じた場合
- (3) お客さまの社内、家族、または使用人等(お客さまから金銭的利益・その他の利益を得ている者)の故意または重大 な過失による損害であった場合
- (4) セキュリティ対策ソフトを利用されていない場合、利用されていても最新の状態で稼動していない場合
- (5) ワンタイムパスワード機能を利用されていない場合
- (6) OSやブラウザ等、パソコンにインストールされている各種ソフトウェアが、製造・開発元が提供する修正プログラムによって最新の状態に更新されていない場合
- (7) OSやブラウザ等、パソコンにインストールされている各種ソフトウェアを、製造・開発元のサポート期限が終了 した後も使用されている場合
- (8)被害調査のご協力が得られない場合
- (9) 天変地異、戦争、暴動等による著しい社会的秩序の混乱時に生じた損害であった場合

5. 補償が減額となる場合

- (1) 本人確認情報であるログインID、各種パスワードが適切に管理されていない場合
- (2) メールアドレスを無効なメールアドレス、またはいわゆる「フリーメールアドレス」で登録されている場合
- (3) 当組合が注意喚起しているにもかかわらず、注意喚起された方法で、メール型のフィッシングに騙される等、不用意 に I D・パスワード等を入力してしまった場合
- (4) 当組合が提供するセキュリティサービスを利用されていない場合
- (5) その他、上記と同程度の注意義務違反があると認められる場合

6. 預金等の不正な払戻し等に気付かれた場合の連絡先

受付日時	ご 連 絡 先
当組合営業日8時45分~17時30分	当組合お取引店
上記以外	信組ATMセンター Tm: 0120-078-122

※上記の補償にかかる対応等につきましては、お客さまに事前に通知させていただくことなくホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより変更させていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。

